

安全でおいしい水道に加入しませんか

水道が利用できる地域の方には、井戸水から水道水への切り替えをお勧めしています。



安全

水道法に定められた水質検査を行っています。ご家庭に送られている水は、厳しい検査をクリアした安全な水です。

安心

蛇口を開ければ24時間いつでも水が出ます。停電・ポンプの故障・井戸の枯渇など、万が一の場合でも安心です。

工事費用

市指定給水工事事業者へご相談ください。条件により費用は異なります。

初期費用

■加入金（税込）

メーター口径	金額
13mm	55,000円
20mm	143,000円

■手数料（非課税）

種別	金額
設計審査	1,000円
工事検査 (分水工事あり)	2,000円
工事検査 (分水工事なし)	4,000円

水道料金

2か月ごとの検針に基づき、水道料金を計算します。

■基本料金(2か月 税抜き)

メーター口径	金額
13mm	1,300円
20mm	1,520円

■従量料金(2か月 税抜き)

使用量	料金 (1m ³ あたり)
1~20m ³	50円
21~60m ³	120円
61m ³ 以上	130円

※メーター口径が13mmまたは20mmの場合。

■水道料金の計算式

水道料金=(基本料金+従量料金)×消費税(税率10%)

例)メーター口径が20mm、2か月で40m³使用した場合
(1,520円+50円×20m³+120円×20m³)×1.1=5,412円

■問い合わせ先

水道課 ☎(32)8911

11月は標準営業約款普及登録促進月間です

標準営業約款とは？

標準営業約款とは「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」で定められた消費者（利用者）擁護のための制度で、厚生労働大臣認可の約款に従って営業することを登録した理容店や美容店、クリーニング店、麺類飲食店及び一般飲食店では、店頭にSマークを掲げています。

登録店は、技術・安全・衛生を約束する信頼できるお店です。ぜひ、お店選びはこのマークを目印に！！



なぜ「Sマーク」？

標準営業約款のシンボルマーク「Sマーク」は、次の3つの頭文字の「S」を表しています。

- ・安心 (Standard)
- ・衛生 (Sanitation)
- ・安全 (Safety)

■問い合わせ先

(公財)県生活衛生営業指導センター
☎028(625)2660



募集

公募委員の募集



市民の皆さまから幅広くご意見をいただくため、委員会などの委員の選出に公募制を導入しています。

人権推進審議会委員

人権推進に関する基本的施策を審議し、人権に関する諸問題について検討及び調整し、市人権行政の総合的かつ計画的な施策の推進を図ります。

■公募人数 3名

■会議の開催回数

年4~5回程度

■報酬 日額6,000円

市民活動補助事業選考会委員

市民活動団体などが市民主体のまちづくりに向けて自主的に取り組む事業を審査し、補助対象事業の選考などを行います。

■公募人数 1名

■会議の開催回数 年1回(令和4年4月8日(金)に開催予定)

■報酬 日額3,000円

共通事項

■応募資格

- ・市に住所を有し、原則として18歳以上の方
- ・市で設置する他の審議会等の委員でない方
- ・平日の昼間に開催される会議に参加できる方

■任期 令和4年度の委嘱日~令和6年3月31日

■応募方法

応募用紙(市ホームページに掲載)を郵送、FAXか電子メールで送信、または直接提出

■募集期間 11月1日(月)~令和4年1月31日(月)

■選考結果

審査後、ご本人あて郵送

■申し込み・問い合わせ先

市民協働推進課

☎(32)8887 ☎(32)8606

✉ shiminkyoudousuishin@city.shimotsuke.lg.jp

〒329-0492 下野市笹原26